



10月は里親月間です！

こどもたちのしあわせのために ～里親制度をご存知ですか

◆ 里親制度とは・・・

さまざまな事情により家庭で生活できなくなった子どものために里親の家庭を提供し、あたたかい愛情と理解をもって育てて頂き、子どもが「心身ともに健やかに育つ権利」を守る制度です。



長期委託	子どもとの養子縁組をせずに長期間の養育を目的とした委託
緊急一時保護委託	家庭での養育が一時的に困難となった子どもの養育を目的とした委託
3日里親	施設で暮らしている子どもの家庭体験を目的とした活動

◆ 里親の声

各里親活動をして良かったことについてお聞きしました。

〈長期委託〉

★ 4歳からお預かりした女の子が高校生になりました。小学校の参観日では授業中何度も後ろを振り返り私を見て嬉しそうにニコニコと手を振ってくれました。中学校では部活動を頑張り、県大会へ出場できた時は一緒に喜びました。そして現在は思春期真っただ中です(笑)。たくさんの思い出を作りながら日々成長してくれています。

★小学生の頃からお預かりしたお子さんが、数年後に家に戻ることができ、その後も我が家にご飯を食べに来てくれたり、成人式の振り袖姿を見せに来てくれる子もいます。泣いたり、笑つたり…一緒に生活した日々は、すべてが宝物です。

〈緊急一時保護委託〉

★夕食時、児童相談所からの電話。中高生の兄弟、今晚泊まるところがないので預かって頂けませんか？狭い部屋に布団を2枚大急ぎで用意し、ふたりのカレーライスを作り終わらないうちに到着。そんな慌ただしい緊急の預かりもありますが、子どもたちのほっとした顔に癒されます。

〈3日里親〉

★児童養護施設で生活しているお子さんが、親戚のおじちゃんおばちゃんちにたまにお泊りに行く、そんな感覚でお預かりしています。おじちゃんが夕食にビールを飲む、そんな当たり前の風景が、施設の子どもたちにはとても珍しいことなのです。

「里親制度」に関するお問い合わせは下記までお気軽にお問い合わせください。

・児童養護施設 箱根恵明学園 ☎0460-82-286

・小田原児童相談所 里親担当 ☎0465-32-8000 (代)

